

## 湯浅税務署からのお知らせ

### ○税理士による確定申告書の書き方相談会場(無料)

日 時 2月5日(木)9時30分~12時、13時~16時  
(受付は15時30分まで)

場 所 文化福祉センター

持ち物 前年分の控え、源泉徴収票(給与・年金収入のある場合)、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類、筆記用具

※「土地・建物・株式等を売却された所得」「山林所得」「贈与税」「相続税」に関する相談は行っていません。

### ○令和7年分確定申告会場(湯浅税務署)

日時 2月16日(月)~3月16日(月)(土日祝除く)

※相談受付は16時まで。混雑状況によっては、16時以前に受付を終了する場合があります。

※マイナンバーカードを利用した、スマホによる申告を推進しています。お持ちの方はスマホ、マイナンバーカードの持参をお願いします。

※マイナンバーカードの2つの暗証番号もご確認の上お越しください。

※土地等譲渡所得及び贈与税の相談は、担当者が従事している次の日程でお越しください。

2月16日(月)~17日(火)、24日(火)~26日(木)  
3月9日(月)~13日(金)、16日(月)



## 今年度最後の集団健診!健診はもう受けましたか?

実施日	健診場所	申込締切日
2月5日(木)	J Aわかやま宮原支店	1月16日(金)
2月15日(日)	文化福祉センター	1月26日(月)

受付時間 8時~9時

※すべて無料です。

※事前に予約が必要です。

電話またはWebでお申込みください。

※お申込み人数によっては受付時間を分けてご案内させていただく場合があります。



### ■特定健診・30代健診

対象者 今年度30~74歳の市国保加入者

内 容 問診・診察・身体測定・血圧測定・尿検査・心電図・血液検査

### ■がん検診

対象者 今年度に40歳以上になる市民

内 容 胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・肝炎ウイルス

※受診できる検診はがん検診受診券に記載しています。

※2月15日(日)は野菜摂取レベルが分かる「ベジチェック®」の測定ができます。

広告

## 税務課からのお知らせ

### ○営業・農業・不動産収入のある事業者の皆さまへ

対象期間 令和7年1月1日~12月31日

#### ①決算書や収支内訳書の「雇人費」「給料賃金」の経費計上

確定申告や市民税申告において、「雇人費」や「給料賃金」に経費として計上するには、支払先(受給者)および支払金額を帳簿等に記録し、保管しておく必要があります。

※受給者が特定できない賃金は経費として認められません。また、市内在住者(令和8年1月1日現在)に支払った場合は、支払額にかかわらず「給与支払報告書(②)」を提出してください。

※公平・公正な課税のため、年間支払額が30万円以下の退職者分についても、給与支払報告書の提出をお願いしています。

#### ②給与支払報告書の総括表および個人別明細書の提出

①のとおり、「雇人費」や「給料賃金」に経費計上されたときは、給与支払報告書の総括表および個人別明細書を2月2日(月)までに税務課にご提出ください。用紙がお手元にない場合は、税務課もしくは税務署にお求めください。

- ・総括表 事業主の氏名・住所、受給者総人員および報告人員(市在住受給者総人数)などを記入
- ・個人別明細書(1枚) 市在住受給者の氏名・住所、支払金額(令和7年1月1日~12月31日に支払った総額)などを記入

問 市民税係 Tel22-3576

### ○家屋の取壊しをした方へ

固定資産税は毎年1月1日時点の状況に基づき課税します。令和7年中に家屋(車庫・倉庫等を含む)を取り壊された方は、令和8年度からの固定資産税がかからないよう、2月2日(月)までにご連絡ください。

問 資産税係 Tel22-3582

### 令和7年度

市県民税(第4期)

国民健康保険税(第7期)

後期高齢者医療保険料(第7期)

介護保険料(第7期)

納期限は2月2日(月)です。

### ○市役所の会場で所得税、市県民税の申告をされる方へ

市役所での申告相談は予約が必要です!

※税務課職員が申告書作成のお手伝いを行います。

#### 予約受付期間

オンライン 2月1日(日)~13日(金)  
電話予約 2月5日(木)~13日(金)(土日祝除く)

日 程 2月16日(月)~3月13日(金)(土日祝除く)

※3月12日(木)、13日(金)は午前中のみ

時 間 9時30分~12時・13時~16時

場 所 市役所3階第3会議室

申込み オンライン(二次元コードは市ホームページ・広報ありだ2月号に掲載予定)または電話

定 員 1日22人

※3月12日(木)、13日(金)は1日10人

※予約は先着順です。

※状況によってはお待ちいただく場合があります。

※「青色申告」「土地・建物・株式の譲渡・先物取引などの分離所得」「住宅ローン控除(1年目)」「相続税」「贈与税」「山林所得」などの申告や「令和7年中に退職所得があった方」「仮想通貨に係る所得」「有田市民でない方」「令和6年分以前の申告」「お亡くなりになった方」などについては対応できません。湯浅税務署にお問い合わせください。

### ○営業所得・不動産所得・農業所得を申告される方へ

収支内訳書はご自身で作成して持参してください。  
(作成されていないと申告の受付ができません。)

### ○医療費控除の申告をされる方へ

「医療費控除明細書」「セルフメディケーション税制明細書」は、申告会場での代行作成は行いません。必ず事前に作成し、持参してください。

前年中に収入がなかった方でも、国民健康保険に加入している場合や、福祉、公営住宅、教育関係の制度で申告が必要となる場合があります。

令和7年度に「市民税・県民税申告書」を提出された方には、申告に必要な用紙を送付しますので、必要事項をご記入のうえご返送ください。

送付対象でない方で、市民税・県民税申告書の用紙が必要な場合は、税務課にお問い合わせください。

申・問 税務課 Tel22-3574